

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および  
適合性の判断のための具体的な手続きの開示(2024年6月28日時点)

当庫は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当庫では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>）
- ・グリーンローンおよびサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

グリーンローンに該当すると思われる案件については、内部規程において、融資フロント各部よりサステナブル・ファイナンスに関するフロントの総括部署に対し、事前相談・協議することをルール化しており、その過程において上記ガイドラインのチェックリスト等を用いて、融資フロント各部と上記総括部署双方が原則やガイドラインの適合性について判断することとしております。

また、借受人は原則やガイドラインへの適合性の評価を外部評価機関から取得するケースが多数であることから、外部評価機関のレポートも参考にして適合性を判断しております。

## 2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

### （1）対象投融資の基準

当庫では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・グリーンボンド原則（International Capital Market Association）

### （2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当庫では、グリーンボンドへの投資に際し、外部評価の有無を確認しております。

外部評価を受けていないグリーンボンドについては、内部統制を図るため、①投融資フロント各部が対象投融資を選定し、サステナブル・ファイナンスに関するフロントの総括部署に報告を行い、②上記総括部署で、投融資フロント各部とも連携の上、発行体資料や各種基準等を確認し、適合性を判断しております。

## 3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

### （1）対象投融資の基準

当庫では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則(ローンマーケット協会<Loan Market Association>)
- ・グリーンローンおよびサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

### （2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

サステナビリティ・リンク・ローンに該当すると思われる案件については、内部規程において、融資フロント各部よりサステナブル・ファイナンスに関するフロントの総括部署に対し、事前相談・協議することをルール

化しており、その過程において上記ガイドラインのチェックリスト等を用いて、融資フロント各部と上記総括部署双方が原則やガイドラインの適合性について判断することとしております。

また、借受人は原則やガイドラインへの適合性の評価を外部評価機関から取得するケースが多数であることから、外部評価機関のレポートも参考にして適合性を判断しております。

#### 4. トランジション・ファイナンス

##### (1) 対象投融資の基準

当庫では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・グリーンローン原則、サステナビリティ・リンク・ローン原則(ローンマーケット協会<Loan Market Association>)
- ・グリーンローンおよびサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(環境省)
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針(経済産業省)
- ・政府が策定する分野別ロードマップ

##### (2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

トランジション・ファイナンスに該当すると思われる案件については、内部規程において、融資フロント各部よりサステナブル・ファイナンスに関するフロントの総括部署に対し、事前相談・協議することをルール化しており、その過程において上記ガイドラインのチェックリスト等を用いて、融資フロント各部と上記総括部署双方が原則やガイドラインの適合性について判断することとしております。

政府が策定する分野別ロードマップがある場合には、当該ロードマップとの整合性を確認のうえ判断しております。

また、借受人は原則やガイドラインへの適合性の評価を外部評価機関から取得するケースが多数であることから、外部評価機関のレポートも参考にして適合性を判断しております。

## II. I. に準じる投融資

### 1. 類型その1

#### (1) 対象投融資の基準

当庫では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当庫独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

資金使途が「グリーンローン原則」（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）等に定めるグリーンプロジェクトであり、環境へのネガティブな影響に対処している再生可能エネルギー向けプロジェクトファイナンス

#### (2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当庫独自の基準については、国際原則等の基準と照らしても、環境対策に資すると判断される投融資について、外部専門家等とも協議の上、基準を策定しております。

投融資への適合性については、投融資フロント部署およびミドル部署の双方にて、①プロジェクトファイナンスの資金使途が再生可能エネルギー等向けグリーンプロジェクトに該当することを確認し、②デューデリジェンスの過程にて赤道原則への適合性の確認や外部専門家の評価等を用いて、当該プロジェクトファイナンス案件が環境に対するネガティブな影響に対処していることを確認しております。

### 2. 類型その2

#### (1) 対象投融資の基準

当庫では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当庫独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

CASBEE/DBJ Green Building/BELS 認証取得済みのグリーンビル向けノンリコース・ローン、物件特定型エクイティファンドであり、環境へのネガティブな影響に対処している投融資。

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当庫独自の基準については、国際原則等の基準と照らしても、環境対策に資すると判断される投融資について、外部専門家等とも協議の上、基準を策定しております。

投融資にかかる当該基準への適合性については、①投融資フロント各部署が、対象投融資を選定し、サステナブル・ファイナンスに関するフロントの総括部署に報告を行い、②上記総括部署で、投融資フロント部署とも連携の上、各種認証の有無や投資対象資産等を確認し、適合性を判断しております。

### 3. 類型その3

(1) 対象投融資の基準

当庫では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当庫独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

資金使途が「グリーンローン原則」(ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか)等に定めるグリーンプロジェクトであり、環境へのネガティブな影響に対処している企業向け投融資。

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当庫独自の基準については、国際原則等の基準と照らしても、環境対策に資すると判断される投融資について、外部専門家等とも協議の上、基準を策定しております。

上記グリーンプロジェクトに該当すると思われる案件については、内部規程において、融資フロント各部署よりサステナブル・ファイナンスに関するフロントの総括部署に対し、事前相談・協議することをルール化しており、その過程において上記原則のチェックリスト等を用いて、融資フロント各部署と上記総括部署双方が、グリーンローン原則等が定めるグリーンプロジェクトへの適合と環境へのネガティブな影響に対して適切に対応されているかを確認しております。

#### 4. 類型その4

##### (1) 対象投融資の基準

当庫では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当庫独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

「ポジティブインパクトファイナンス」（資金使途が限定されていない融資）

次の4つの要件をすべて満たす融資であること

①「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること

②融資先が気候変動対応に紐づいた KPI を設定していること

③融資の実行期間中、融資先自身が KPI の達成状況を年1回以上確認し、開示すること

④融資先のインパクト評価およびその結果の開示を行う仕組みの構築が、ポジティブ・インパクト・ファイナンスとして、独立した第三者機関による外部評価を得たものであること

##### (2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当庫独自の基準については、国際原則等の基準と照らしても、環境・社会等の対策に資すると判断される投融資について、外部専門家等とも協議の上、基準を策定しております。

ポジティブ・インパクト・ファイナンスに該当すると思われる案件については、内部規程において、融資フロント各部よりサステナブル・ファイナンスに関するフロントの総括部署に対し、事前相談・協議することをルール化しており、その過程において上記原則のチェックリスト等を用いて、融資フロント各部と上記総括部署双方が原則やガイドラインの適合性について判断することとしております。またポジティブ・インパクト・ファイナンスの仕組みの構築について、第三者による外部評価を受けているものに限ることとしており、外部評価機関のレポートも参考にして適合性を判断しております。

以 上